HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近松門左衛門『大経師昔暦』をめぐって（２・完）：貞享改暦前後の日本の社会構造
Author(s)	桑原, 朝子
Citation	北大法学論集, 64(3), 125-164
Issue Date	2013-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53398
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR64-3_003.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

近松門左衛門『大経師昔暦』をめぐって（二・完）

――貞享改暦前後の日本の社会構造――

桑原朝子

目　次

序、
一、『大経師昔暦』の特徴――関連テクストとの比較を通して
1、実説と関連文芸作品

2、『大経師昔暦』の梗概と特徴
二、『大経師昔暦』の背景――貞享改暦を切り口として
1、改暦の必要性と国際関係上の意義
2、貞享改暦をめぐる朝幕関係
3、渋川春海の人脈と土御門家の事情
4、大経師浜岡家の孤立
5、浜岡家の断絶をめぐる疑い
6、道頓堀における浄瑠璃競演と安井家
三、『大経師昔暦』に表れた近松の認識と抵抗
1、支配権力と町人の関係
2、町人社会の構造と信用問題
（1）町人のコミュニティーの性質とその変容
（2）町人の経済活動と信用問題
3、近松の抵抗
（1）道順夫妻と玉の意義
（2）仏教による救済
結、

（以上六四巻二号）

三、『大経師昔暦』に表れた近松の認識と抵抗

1、支配権力と町人の関係

（以上本号）

近松が改暦に関心を寄せるとともに、その最中に起きた大経師浜岡家の密通事件に注目していたことは、これを共同で一旦歌舞伎に仕立てた後、時間をかけて今度は浄瑠璃に作り変えたことからも窺える。以下では、近松が、この事件を通して背後の社会構造の問題をいかに認識し、それに対していかなる態度をとったかについて、一で述べた『大経師昔暦』のテクストの特徴を手掛りとしつつ考察することとしたい。

まず、このテクストにおいて、近松が事件の実態をそのまま描こうとしたわけではないことは明らかである。それは、本テクストの第二の特徴として挙げたように、近松が、密通事件を起こしたおさんと茂兵衛の間に不義の意思が一貫して存在しないという、事実とすれば不可解にさえ見える設定を敢えてとったことに最もよく表れている。

近松は、『大経師昔暦』に限らず姦通を扱った作品においては、いずれも姦通は初めから意図したものではなかったとしており、その背後に、姦通は厳罰に処されて当然という当時の通念やその中で苦しんだであろう事件関係者への配慮があることは否めないと思われる。しかし、この設定は、それだけのためではなく、近松が描こうとした対象との関係で意図的にとられたものと考えられる。この設定によって、おさんと茂兵衛は、不義について主観的には責めを負う理由がないにもかかわらず、「天下の法」（五六三頁）に象徴される、自らには太刀打ちできない大きな権力によって押し潰されてゆく、ということになる。このようなおさんと茂兵衛の立場は、現実の改暦をめぐる権益争いの中で、改易に値するほどの重大な「不届」があったとは言い難いにもかかわらず、ただ京都所司代の不興を買ったがために一気に家を取り潰された、大経師浜岡権之助の置かれた立場を想起させる。もっとも、『大経師昔暦』において、浜岡権之助に対応する以春が、むしろおさんや玉らを踏付けにする人物として描かれ、ほとんど顧みられることもないことから明らかであるように、近松は権之助や浜岡家という特定の個人や家に同情を寄せてその悲劇を描こうとしているわけでは決してない。現実に大経師権之助が置かれた立場は、当時の誰もが置かれ得る立場であると考えたがゆえに、これをお

さんや茂兵衛、さらには玉に重ねて、彼らを追い詰める構造自体を描き出そうとしたものと思われる。換言すれば、近松は、大経師浜岡家における密通事件とその後の浜岡家断絶の背後に、支配権力と町人ら民衆の関係一般の構造を読み取り、不義の意思の否定という設定を敢えてとることによって、そこに表れた権力の理不尽さを浮き彫りにしている。

よって、テクストにおいては、現実の大経師浜岡家を追い込み、断絶へと向かわせる直接の要因になった、暦に関する権益争いについては、具体的に語られることはない(1)。しかし、近松は、改暦を機に暦にまつわる大きな権益が動こうとしている状況や、その中で浜岡家が孤立し断絶に追い込まれていった事情などに関しても、かなり詳細かつ正確に認識していたのではないかと推測される。そのことを窺わせるのが、おさん達が身分を偽り丹波に隠れている場面で、おさんを見破る存在として「万歳」を登場させていることである。万歳とは、年頭に禁裏や諸家を回って祝いの言葉や舞等の芸を行う人を指し、京都やその近郊に住む被差別民がその主体であったというが(2)、実説においておさん達が捕らえられたのは正月ではなく八月であり、万歳は関連の文芸作品においても一切現れない。よって、近松が、何らかの理由に基づいて登場させ、これに合わせて時節も正月に設定したものと考えられる。そして、この理由との関連で注目されるのが、万歳が年頭以外は陰陽師としての活動を行っていた(3)ことである。

土御門家が全国の陰陽師に対する支配権を正式に得たのは、大経師家の密通事件が起きた天和三年（一六八三）であったが、京やその周辺の陰陽師については、室町時代頃より配下に組み入れていたと見られる(4)。したがって、密通事件当時において既に陰陽師と土御門家の繋がりは存在した上、『大経師昔暦』が上演された十八世紀初頭においては、その繋がりは広く知られていたはずである。そのような状況下で、近松は、おさんを裏切り通報するかも知れない存在、すなわちおさんを心理的に追い詰める役割を持つ者として、万歳を敢えて登場させたといえるが、それは、大経師を追い詰めてゆくのに土御門家が手を貸したと見ていたからではないかと思われる。

改暦に際して、土御門家は、長年その指示を受けて大過なく暦の版行・販売を行ってきた大経師を庇護すべき、と周囲からは見られる立場にあったといえる。実際、『暦道一式』の記述によれば、土御門家から、改暦を機に大経師浜岡権之助に暦の版行を独占させるように推挙する書付が一旦は所司代に出されていたのであり、恐らくその見返りとして、土御門家は大経師から少なからぬ利益を得ていたと推測される[5]。しかし結局、土御門家の当主泰福は幕府との関係を重視し、所司代の意向を優先して大経師を見捨てた。全国の陰陽師の支配権を得るために幕府との繋がりを強固にしたかった泰福にとっては、それは合理的な選択であったといえるが、大経師の側から見れば、唐突で裏切りに等しい行為と映ったに相違ない。近松は、土御門家の名前を出すことや、これに対する批判と明らかに分かる書き方をすることを避けており、特定の家を攻撃する意図は感じられないが、万歳を登場させるという選択は、偶然的であるとはやはり考え難い。改暦をめぐり様々な利害関係が錯綜し、下位の立場にあるほど一層その関係が見えにくくなる不透明な構造の中で、上位の勢力の利益のために下位の者が憂き目を見るという状況を、はっきりと認識したがゆえの選択と思われる。

但し、同時に、近松は、ただ上の者が下の者を犠牲にするというのではなく、追い詰められた下の者と同等の立場にある者が、それを助けるどころか積極的に追い詰める側に回りやすいという、より難しい問題があることも理解していたといえる。それは、おさんや茂兵衛を熱心に捜索し捕まえようとするのが、役人ではなく茂兵衛と同じ奉公人である助右衛門であり、彼が玉を捕らえて縛り上げ、また従兄弟の助作と協力しておさんと茂兵衛の居場所を通報する、という描き方をしていることによく表れている。改暦をめぐる問題が、主に縦の関係ないし上からの圧力を示すのに対し、いわばこの横からの圧力、及びこれと上からの圧力との関係は、町人同士のコミュニティーである「町」を中心とした町人社会内部の問題に、最も明確に表れる。よって、続いてテクストの分析に必要な限りにおいて当時の町人社会の内部の構造について述べ[6]、あわせてこれに関する近松の叙述について検討したい。

2、町人社会の構造と信用問題[7]

（1）町人のコミュニティーの性質とその変容

『大経師昔暦』の主たる舞台となった京都は、全国に先駆けて町人のコミュニティーが発達した都市であった。「町」、すなわち通りを挟んで両側に店を出す商工業者が区画ごとに形成した地縁的・自治的共同体が、室町時代末期に既に出現し、江戸時代初期には、洛中の「町」の数は約千六百に上ったという[8]。

朝廷の所在地で多くの勢力の盛衰をまのあたりにしてきた京都の町人達は、時の権力者に真っ向から歯向かうことは少ないものの、町とその連合体を通じて団結すれば相当の勢力になることを利用し、権力者と巧みに駆引きをしながら、自治や自由を獲得していった。徳川幕府も、京都町人が手強い相手であり、町を基盤とする町人のコミュニティーをただ抑圧しても思い通りの支配はできない、と認識しており、京都所司代を通じて、これらを支配機構に組み込んで積極的に利用する政策をとる[9]。中でも十七世紀初期から半ばにかけて所司代の職にあった板倉勝重・重宗父子は、こうした政策を推進した。その一つが、既に存在する町人間の地縁的関係を基にしつつこれを若干組み替え、十戸を一組として相互に監視させ連帯責任を負わせることを目的に創設された、十人組[10]の活用であった。京都では、十人組は慶長八年（一六〇三）から施行され、寛永二〇年（一六四三）には五人組に変更されるものの、その基本的性格に変わりはない[11]。

京都は町も十人組も全国的に見て最も早く発達したといってよいが、幕府がこれらを利用して支配を進めていったことは、町人に宛てて出された法令である町触に端的に示されている。町触の伝達システム自体が、奉行所の与力から町の連合体である町組の代表者に触を指示し、町の力を利用して末端の町人にまで情報を伝えるというものであったが[12]、内容の面でも、特に板倉父子の所司代在任中に出された町触の中には、町内で何か問題が起きた時に、十人組ないし五

人組、及び町の代表者である「町年寄」や家屋敷の所有者で町の運営に関わる「町中」に、連帯責任を問う規定が多く見られる[13]。そして、こうした町触が町人の間に確実に浸透していったことは、例えば延宝五年（一六七七）に、町の側から、出所の知れない者を隠し置いて他所より露顕したら、宿主はもちろん年寄・五人組・町中についても共に処罰する、という趣旨の町触を遵守する旨の一札が入れられていること[14]からも窺える。『大経師昔暦』においても関連作品においても、実説と同様、おさん達が丹波の方へ落ち延びているのは、このような町触がある以上、京の町内に隠れるのは難しい、という認識が、当時の町人の間に共有されていたためでもあろう。こうした町触は、町の構成員の一人が、支配権力にとって不都合な問題を起こしたり、あるいは問題を起こした者を助けたりすると、町内の皆に迷惑がかかる、という仕組みが確かに存在したことを示しており、本来は権力者の横暴に対抗する町人の連帯という性格を持っていた町が、幕府の政策によって、町人間の相互監視・連帯責任のための制度という面を強めていることが窺える。

もっとも、このような形で町を取り込もうとする幕府の政策が功を奏したのは、町の側に相互監視や連帯責任の目的に利用されやすい性質が元から存在したためでもある。例えば、多くの町において、町の構成員、特に町中になるための条件が自主的な規則で決められており、町の他の構成員の既得権益を損なわないように注意が払われていたり[15]、町内の者が他町の住民の請人（一種の保証人）になることを厳しく制限して他町のトラブルを引き受けるのを未然に防いだりしていること[16]にも示されているように、町には、結束を乱すような競争や抜け駆け行為を許さず、窮屈で閉鎖的な面もあった[17]。こうした一面が連帯を維持するための相互監視に繋がりやすいことは確かであり、そこに幕府によって支配のための機構として利用される隙があったということもできよう。

また、幕府は、町人間の相互監視・連帯責任制度として、町や十人組のような地縁的関係ばかりでなく、広義の血縁的関係、すなわち養子のような擬制的関係や姻戚なども含む広義の親族関係をも利用しようとした。町人の場合、親族

同士が比較的狭い範囲に集住していることも珍しくないため、町と血縁的共同体とがある程度重なり合うこともあるが、敢えて言えば隣人以上に親族が利用される局面としては、請人制度が挙げられる。近世前期においては、家を借りたり奉公したりする際には、通常、親族が請人となり、その身元を保証した[18]。但し、親族といっても親や兄弟は近すぎるため、通常はかえって請人にはなり得なかったようであり[19]、近松が赤松梅龍について「玉がためには伯父ながら、奉公の請に立ち、他人向きにて暮しけり」（五五〇頁）と記しているのは、玉の奉公の請人に立ったため、奉公に差し支えないように疎遠なふりをしているが、親のない玉にとって本当は親のような存在である、という梅龍の立場を表しているものと思われる。

奉公の請人は、基本的に奉公人の人物を保証することが目的であるが、奉公人が逃げた場合には、自ら捜索せねばならず、もし見つからなければ過料を負わなくてはならない。大経師家の事件より少し後の規定になるが、『科条類典』には、享保四年（一七一九）および寛保元年（一七四一）の取決めとして、失踪した奉公人については、請人に三十日を期限として捜索を申しつけ、原則としてその後九十日を経ても尋ね出すことができなければ過料、と記されている[20]。所司代の記録によれば、大経師家の事件においても、茂兵衛の請人治右衛門・九郎兵衛が、茂兵衛を尋ね出した功により御構いなし、となっていたことから、事件当時の京都においても既にこうした規定ないし慣行が存在したと推測される。このことと上述の町のあり方を合わせ鑑みると、当時の町人社会には、いかなる事情であれ一旦負のレッテルを貼られてしまった人間に対しては、助けたいと願う親戚や隣人でさえなかなか手を差し伸べにくく、かえって彼らがそうした人間を追い詰めてゆくように仕向ける構造があったといえる。

（2）町人の経済活動と信用問題

右のような町人社会が有する問題点は、何よりも町人の経済活動に表れる。近松は、特に大経師家と岐阜屋の経済活動を丹念に描くことで、これを浮き彫りにしている。

まず、大経師家が現実に手にしていた、町人としては破格といえる地位と財力は、『大経師昔暦』の設定においてもそのまま生かされている。すなわち、京の中心地四条烏丸に家を構え、町人に課される諸役も免除されており、「禁裏、院中、親王家、五摂家、清華の御所方」へ暦を献上していて（五三一～五三二頁）、以春が「大経師は禁中の御役人、侍同事の町人」（五四三頁）と豪語するのも強ち不当とは言えないほどの格式を誇る町家とされる。また、財政の豊かさは、商売で扱う金額が通常の町人とは桁違いに多いことに端的に示されている。おさんに金策を頼まれた茂兵衛が、銀一貫目の調達など容易いことと引き受け、「旦那の印判一つ、問屋へ持つて参れば、江戸為替二貫目や三貫目、常住取り遣りいたします。」（五三九頁）と言っているが、銀一貫目といえば、一日五十銭の席料で露命を繋ぐ素浪人の赤松梅竜（五五二頁）であれば三年かかっても稼げない額である[21]。

もっとも、扱う金額の大きさは桁違いでも、テクストの中では、大経師家の財務のあり方は特異ではなく、特別な取引などは大経師本人が行うが、日常の商売で生じる金銭の遣り取りや家計については手代に任せているとする。ただ、ここで注目に値するのは、重手代の助右衛門が茂兵衛を主人の印判を盗んだ廉で訴えた時に、以春が、「総じて所帯方、商ひ事、二人にまかせ置くからは、事によつて、主の印判押すまいものではなけれども、助右衛門にも知らさぬは、私欲あるに極まつた。」（五四一頁）と述べているように、手代の助右衛門と茂兵衛に一定の権限を与える一方で、基本的に単独行動を許さず少なくとも互いの承認を要するとして、この両者を相互に監視させ、牽制させる体制がとられていることである。茂兵衛とほぼ同じ境遇にありながら、茂兵衛やおさん、玉らを積極的に糾弾する助右衛門の行動は、その個人的な性格やおさんへの横恋慕（五五三～五五四頁）とも結び付けられているが、それとともに、この体制により

彼が置かれた立場とも関係しているように思われる。その立場にある限り、仮に助右衛門が、白紙に主人の印判を押すという茂兵衛の行為に目を瞑り、それが後に発覚すれば、彼自身も罪に問われる。また一方で彼の行為は常に茂兵衛の監視の対象となっているのであって、自分一人の意思でできることは極めて限られており、窮屈な思いをし続けなければならない。自由に行動できる範囲を広げるには、茂兵衛との間に強い信頼関係を築き水平的に連帯することが必要であるが、これは茂兵衛の裏切りというリスクも伴うため、必ずしも容易ではない。根本的な解決にならないとしても、目先の打算を働かせると、主人の威を借りて茂兵衛よりは明らかに優位に立つということの方がリスクは乏しく、一時的であっても横からの圧力を逃れられるため、これを追い詰める側に回りやすくなると考えられる。

この構造的な問題点は、助右衛門が、役人でないにもかかわらず公の罪人を縛る時に使う「本縄」で玉を縛って赤松梅竜のもとに連れてゆき、これに憤る梅竜と言い争う場面（五五四～五五五頁）にもよく表れている。町人の分際で本縄で縛ったことを咎める梅竜に対し、助右衛門は「たゞの町人と違うて、禁中のお役をすれば、本縄にかけても大事ない。」と言い放つ。つまり、「たゞの町人」のなし得ないことができるのは大経師家の人間だからであり、大経師家の人間が特別であるのは朝廷の用を勤めるからである、と上へ上へと縦に繋がってその権力を借りることで、何とか相手より優位に立とうとするのである。むろんこのような助右衛門の論理は空虚であり、梅竜に「禁中の御用を聞く町人は、本縄かけても大事ないとは、どこから出た掟ぢや、上を軽しめた慮外者。」と喝破され、棒で打ちのめされて縄を解く。しかし、すぐに大人しく引き下がるのではなく、最後の脅しとして、玉を預けたことを「所の庄屋」にも断って帰る、と今度は地縁的な関係、いわば横からの圧力を使う。助右衛門は、自分自身を縛っている上からの圧力と横からの圧力に苦しみつつも、その構造に搦めとられ、さらにはそれを、より弱い立場の者に押し付ける形で助長しているといえる。

一方、岐阜屋をめぐる記述も、町人社会の構造的問題点を別の角度から映し出す。岐阜屋の商売は不明であるが、「昔

の株の家」（五三七頁）との記述が見られ、京都の中でも特に家柄が良く富裕な町人の屋敷や京一番の両替屋などがあった下立売[22]に屋敷を構えているという設定から、代々続いてきた格の高い商家として想定されているといえる。しかし、道順が「近年諸国の銀（かね）も済まず．家屋敷をも人手に預ける逼塞の身」（五五九頁）というごとく、その財政は逼迫している。家質、すなわち屋敷地とその上の建物一切を質入れすることは、当時において最も確実で低利な金融の手段として、町人の間で広く行われており[23]、それだけでは危機的な状況とまではいえない。だが、そうして得た金銭でもまだ足りず、道順がとった窮余の策が、彼にとって大事なものを失わせかねない非常な危機を、かえって招く結果となった。

その策の第一は、娘のおさんを大経師に嫁がせたことである。本来なら一人娘のおさんに婿をとって継がせるほどの家であったが、娘にこの借金を継がせるのが不憫であり、また、大経師に「道順が娘ならば．挌（こしら）へいらぬ、土産もいらぬ．」（五五九頁）とまで言われて、道順は、おさんを十分な嫁入り支度も持参金もなしに嫁がせたのである。しかし、近世前期の上方において、由緒ある商家がそうした形で娘を嫁がせるというのは、現実には相当異例なことであったと思われる。例えば、貞享五年（一六八八）の正月に三都の書林の連名で刊行された井原西鶴の『日本永代蔵』には、「近代の縁組は、相性・形にもかまはず、付けておこす金性（かねしやう）の娘を好む事、世の習ひ」となり、「今時の仲人」は「まづ敷銀の穿鑿」をするとの記述[24]さえあり、また、「嫁取り時分のむす子」をもつ人が、まだする必要のない家屋の修繕や建増しなどをして「富貴に見せかけ、嫁の敷銀を望み、商の手だてにする」ケース[25]や、大津の商人「池の川の針屋[26]」が娘の京への縁組に「銀二千枚」、すなわち銀八十六貫目を持参金に付けようとしたケース[27]も描かれている。『日本永代蔵』は当時の実在のモデルを多く使っており、多少の誇張はあったとしても、持参金の多い嫁を望む風潮が存在したことは事実であろう。そうした風潮に反しておさんを持参金もなく嫁入りさせた岐阜屋は、その時点で既に大経師家に対し大きな負い目ができてしまったといえる。岐阜屋が、大経師にとっては端金にすぎない銀一貫目が整えられずに困っても、

「婿に無心言ひかけては．大事の娘にひけがつく」（五三八頁）、と大経師を頼ろうとしないのは、質物同然になっているおさんがさらに苦境に立つことを、何とか避けたいからである。

実際、大経師家と岐阜屋の金銭上の関係は、以春とおさんの関係に決定的な影響を与えている。そもそも以春にとって、おさんは、格式はあるが困窮している町家の娘であるがゆえに、妻とするのに好都合であったとさえいえる。大経師は商売の上で高位の公家との付き合いがあるため、その妻は、公家との交際にも慣れ、一定の礼儀作法や教養、少々の遊芸[28]などを身につけていることが望ましい。この点、岐阜屋道順は、「花の本の連歌の会」や「風早宰相[29]様の朝茶の湯」に参加しており（五三六頁）、その娘であるおさんも、町人ながら公家との付き合い方や礼儀作法を一通り弁えているはずである。その一方で、裕福な大経師は持参金をあてにする必要は全くない。多額の持参金付きの娘を娶れば、妻やその実家の意向を無下にすることはできないが、おさんの場合、道順の大経師家に対する金銭的な負い目があるために以春に対して強く出られず、以春が玉に手を出しておさんを蔑ろにするのも、それを見通しているからとも考えられる。道順は、おさんに苦労をかけまいとして大経師に嫁がせたにもかかわらず、結果的には逆に窮地に陥れてしまったのである。

さらに、道順は、窮余の策の第二として家の二重質入れを行った。「下立売の居屋敷を．町衆の加判で．一昨年三十貫目の家質に入れた」が（五三七頁）、物入りが続き、今春、町へは隠して八貫目の質に入れたのである。ところが、最初の債権者がこれを嗅ぎ付け、十一月三日限りで家を渡すか金を返すか、返事次第では五日には訴状を出す、と俄に町に届け出たという。三日までに利息の二貫百目を払うということで債権者とは何とか話をつけたが、この時、道順が最も気にするのは、家を取られることでも訴訟を起こされることでもなく、二重質入れが町の人々に知られてしまうことである。最初の質入れに「町衆の加判」があったように、家質の設定には町年寄・五人組等の立会・加判が必要とさ

れていたが[30]、その他に相続や金銭貸借などの際にも町の関係者による立会や保証が行われており、町は町人の経済活動を支える役割を果たしていたといえる。よって、二重質入れが露顕して町における信用を失うことは、商売はもちろん生活にも支障を来す可能性があるが、道順が恐れているのは、そうした経済的困難よりも「一分がすたる」（五三八頁）ことであり、道順にとって、それはもはや町内では生きてゆけなくなるほどの痛手として意識されているといえる。

板倉父子が所司代を務めていた十七世紀前期から中頃の京都をモデルにしたと思われる、元禄二年（一六八九）刊行の井原西鶴の裁判物『本朝桜陰比事』にも、町における信用を失うことは金銭的損害として容易には量れないほどの大きな痛手であるという意識を持った町人達が描かれており[31]、こうした意識は、当時の京都町人の間にはかなり共有されていたものと考えられる。但し、十七世紀末から享保期（一七一六～三六）にかけて、上方では、同業者仲間の結成や大商人による町を超えた経済活動の活発化が進み、町人の信用保証において町が果たす役割は相対的に低下してゆく[32]。よって、『大経師昔暦』が上演された正徳五年（一七一五）の観客の目には、道順の考え方はやや古いと映った可能性も高い。

実際、道順が、社会の変化に柔軟に対応できずに没落の途を辿る古いタイプの商人であることは、公家に対する融資の問題に、より明確に表れている。おさんが茂兵衛に金策を頼む際、「この月末には、さるお公家衆の御知行納り、三十両[33]戻る金がある」（五三八頁）と述べるごとく、道順は、財政的に苦しい状況にありながら公家に対してその知行収入をあてにした融資を行っている。町人が公家に対して融資することは、当時、現実によく見られたが、同時に、その債権を回収できなくなるという問題も、少なからず発生していた。近世において、公家領の多くは、山城国北部に相給知行、すなわち一村を複数の領主で分割知行する、という形で散在しており、各領主の知行高はあまり多くなかった。延宝二年（一六七四）の史料によれば、中でも二百石に及ばぬ知行高で「少身」といわれる公家達は、もともと十分な

生活費すらない状況であったが、同年に山城国で大洪水があったためにさらに困窮し、町人への支払いも滞り、町人が公家の用を請けなくなることすらあったという[34]。それでも概して京都の町人、殊に大商人は、以前から公家や武家との繋がりも強く、寛文期（一六六一～七三）以降問屋商人のために信用を供与することで発展を遂げる大坂の両替屋などとは異なり、基本的には公家や武家に対する融資への依存を続け、とりわけ大名貸しは、明暦・万治（一六五五～六一）より天和・貞享期（一六八一～八八）にかけて最盛期を迎えた[35]。だが、大名貸しは投機的要素が強く、近世前期における京都町人の没落の最大の原因が、大名貸しの失敗による破産であったことは、京都の豪商三井高房の著書『町人考見録』が示す通りである[36]。岐阜屋道順の融資先は武家でなく公家であり、融資の規模は大名貸しに比すれば小さいが、土地からの収入を担保にしており、債務者の社会的地位が債権者よりも高いために融資を断り難く、条件等の面でも債務者の言いなりになりやすい、という点では大名貸しと同様である。

また、『町人考見録』によれば、大名貸しに次ぐ京都町人の没落原因は奢侈、特に過度の遊芸による散財であったが、道順はこちらの原因も兼ね備えてしまっていたといえる。道順は、身代が傾いても「昔の株の家」（五三七頁）という意識が抜け切らず、連歌や茶の湯といった遊芸を通じた公家との交際などを相変わらず続けており、そのことは岐阜屋の財政をますます窮迫させたと思われる。

このように没落町人の典型ともいえる岐阜屋と異なり、大経師は、その莫大な利益の大半を暦の版行・販売によって得ており、間接的にも土地からの収入には依存していない。しかし、暦の版行・販売については、岐阜屋の場合以上に、公家や武家、すなわち支配権力から十分な距離がとれない、という問題を抱えている。そして、先述の通り、現実の大経師浜岡家は、まさにこの問題ゆえに、公家と武家の間を走り回り、これに頼ることで改暦という節目を乗り切ろうとした結果、不透明な利害関係に巻き込まれ、潰されていったのである。

しかし、大経師が、支配権力との関係において大きな限界があったとはいえ、土地の関係から離れ、商業の世界だけで自立的に、より自由に経済活動を行おうとする新しい志向を持っていたことも確かであり、この点には西鶴も近松も着目した。特に西鶴は、この志向を高く評価する観点から、土地との直接的な繋がり、とりわけ土着的で現物に依存する意識が支配している世界としての在地社会を、徹底的に切り捨てる態度をとる。西鶴が、在地社会については、小判を知らない者や、おさんの持参金が多いと聞いて俄にこれを嫁にしようとする強欲な伯母と「むくつげなる」その息子などの粗野な田舎者、すなわち現物に執着し、知識も才覚もなく金銭も現物をつかむように得ようとする者達ばかりを描き、嘲笑の対象とすることは、そのことをよく示している。

これと対照的に、大経師や、商品流通経済の中で自らの才覚を頼りに利潤の追求を目指す寛文期（一六六一～七三）以降の新興商人に対しては、少なくとも『好色五人女』や『日本永代蔵』を執筆した頃には、基本的に強い共感を持っていたと思われる。特に『日本永代蔵』では、自らの才覚による商法を駆使し、時に「始末」といった心がけや幸運も手伝って致富に至った様々な商人達の姿が、生き生きと映し出されている[37]。その一方で、西鶴は、こうした商人達に見られがちであった、商業の世界で私利を追求するためには手段を選ばないという側面の問題性については、必ずしも十分な注意を払っていないように見える。『日本永代蔵』には、茶殻を飲料用の茶に混ぜて売るという偽装商法で利益を得た商人が天の咎めか俄に発狂してしまう話[38]なども含まれてはいるものの、全体として見れば、他人を出し抜き、あるいは外聞の悪い商法で利益を得ることが、特に非難されているわけではない。また、『好色五人女』では、恋愛をめぐる町人の女性の新しい意識が主たる対象であり、経済をめぐる意識は正面からは取り上げられないが、茂右衛門を慕うりんや夫のことなど全く顧みず、周囲の目を欺いてまでも茂右衛門と生き延び不義の関係を続けようとするおさんの姿は、右に述べた側面を持つ大経師や新興商人と通じるものがある。だが、西鶴はこうしたおさんを肯定し、霊夢の無視

に示されるように、これを道徳的見地などから批判する側の方を突き放す。

しかし、大経師らのこうした側面の問題性は無視しうるほど小さなものではなかった。西鶴とは対照的に、そのことを強く訴えるのが、先述の丹波に伝わる説話である。在地側の視点に立つこの説話によれば、在地社会は確かに物的な関係に規定されてはいるものの、その長期的な安定を崩さないように、かえってその上に、おさんと茂兵衛のあり方に表されるような一見強い信義に基づく関係が成立する可能性を持っていた。在地側から見れば、むしろ「京師屋」の当主に代表される都市の大商人の方が、財力に物を言わせて在地社会の物的基盤に介入し、さらにはその上の信義の関係までも破壊するのであり、安心して取引の相手としうるような信頼性に欠けるということになる。

実際、自らの才覚を頼りに手段を選ばず私利の追求を目指すという商人が必ずしも成功するわけではなく、彼らに任せていては商業の基盤となる安定的な信頼関係も築けないということは、その後、現実の変化の観察を通して、西鶴も認識したものと思われる。『日本永代蔵』にも、商人が資本もなく才覚だけで成功するのは難しくなりつつある、という時代の変化に触れた部分は既に見られるが[39]、その続編として構想され、西鶴没後の元禄七年（一六九四）に弟子の北条団水の手によって刊行された『西鶴織留』[40]の中の一話「千貫目の時心得た」（巻六―四）には、以前と違って今は「銀（かね）が銀もうけする世」であり、「利発才覚ものよりは常体（つねてい）の者の、質（もとで）を持たる人の利徳を得る時代」、と一層明確に記されている。しかし、ここで興味深いのは、西鶴のそうした時代の変化の認識というよりは、それをもとに彼が商業に対して示す態度の変化である。西鶴があくまで自立的な商業の世界の構築を目指すならば、時代の変化に合わせ、特に利発ではないが資本を持った者を主体にして新たな商業のあり方を試みる話を書くこともできたはずであるが、彼はそうはしなかった。右の一話では、商売を発展させて銀千貫目を貯めた商人が、病を得て死期が迫った時、十九歳になる一子に、「我相果（はて）ての跡にて、何によらず商ひ事やむべし。此銀なく成（なる）事、十ヶ年はたもつまじ。十貫目より上の家

質より外に、何方（いづかた）へも借（か）す事なかれ」と言い置き、手代達にそれぞれの銀子をとらせ、商売をやめてこの子に財産を譲る。そして、その時には繁盛している最中に商売をやめることを惜しまれたものの、結局、子の代には「金銀の置所なきたのし屋」、すなわち大金持ちになったというのである。

「商ひ事」の世界で致富を目指し、土着的関係を嫌い、これを徹底して切り捨てようとしたはずの西鶴が、「商ひ事」から手を引き、在地社会でなく都市内部とはいえ、屋敷地と建物を質にとることによって利益を得ようとする町人を、肯定的に描き出すように変わってゆく[41]のは、皮肉というほかない。この変化は、手段を問わず自らの思うままに利益を追求するという西鶴の商人像の限界と、当時の町人にとって土地との関係を断ち切ることがいかに難しかったかを、如実に映し出しているといえよう。

一方、近松も、商業の世界で自立的に経済活動を行い、土地の関係から距離をとることを目指すが、西鶴とは異なるあり方を模索した。その際、近松は、新しい経済活動のあり方自体というよりは、それを支える前提となる広義の信用の問題、中でも水平的な連帯の構築の必要性に目を向ける。そして、この連帯を希求する意識を、おさんと茂兵衛を通じて描き出すのである。

おさんと茂兵衛が、大経師や、西鶴の描くおさん・茂右衛門と決定的に異なるのは、私利の追求のために弱者を利用するようなやり方はとらないということである。この点は、何よりも玉の扱いに表れている。そして、玉のような存在さえも対等に尊重される連帯の関係が築かれているところであれば、丹波の説話に強く表れていた、都市町人の商業の世界に足を踏み入れたら何もかも奪われてしまうのではないかという在地側の恐怖も取り除かれるため、一旦距離をとった在地社会とも新たな関係を築ける可能性が生まれる。

但し、丹波の説話と違って、近松は、基本的に物的紐帯に規定された関係には懐疑的であり、在地社会を描く際には、

西鶴と同様に、領主層よりも庶民に着目し、意識の面での町人との相違を浮き彫りにする。この点は、おさんと茂兵衛が丹波の家主助作に寄託した銀八百目の取り戻しをめぐる問題に最もよく表れている。道順から受け取った大事な銀を助作に寄託したのは、日頃から江戸と為替のやりとりなどを行っていた茂兵衛にとって、自分で抱えているよりもその方が安全であるという発想があったためであろう。しかし、「土百姓」（五七三頁）の助作は、実物の交換が中心で物理的に対象を把握していなければ安心できないという世界に生きており、その発想が全く理解できない。助作は、茂兵衛から返還を求められると、他へ融通してしまったと言い訳し、返還を待つ間に捕らえられたおさんに責められると、今度は寄託されたこと自体を否定する。寄託するには相手に信用に値する資質があることが前提となるが、物的・土着的な思考に縛られている助作は、それをおよそ欠いているものとして描かれている。

よって、近松は、おさん・茂兵衛が体現する水平的な連帯の関係は都市町人の間に求めるほかないと考えているといえるが、この点についても決して楽観的なわけではない。都市町人の間でもそうした連帯を築くのは容易ではないこと、換言すれば町人社会の側の問題点をもはっきりと描き出す。力に物を言わせる大経師以春もその一例であるが、大経師の威を借りる重手代の助右衛門は、それ以上に問題点を例解する存在に見える。おさん達の悲劇の始まりは岐阜屋を救うための金策の失敗であったが、これは、大経師の妻でありながら一人では銀一貫目の調達もままならぬおさんが茂兵衛の協力を仰いでその調達を図ろうとしたものの、まさに茂兵衛との連帯を拒否した助右衛門の告発によって失敗に終わったのであった。助右衛門はその後もおさん達を積極的に追い詰めるが、自力では二人を捕まえることができず、従兄弟の「土百姓」の助作と通謀してその手を借りることで、漸く目的を達成する。家主の助作が助右衛門の従兄弟であったという設定はいかにも不自然であるが、ここを敢えて親戚関係にして繋げたのは、町人社会と在地社会との癒着を明確に示すためとも考えられる。すなわち、助右衛門は、大経師を通じて支配権力と繋がるか、さもなくば土地基盤に頼

るかしなければ存立できず、そのために町人仲間との横の連帯を犠牲にしてしまう存在として描かれているのであり、その姿には、支配権力からも土着の関係からも距離をとろうとする意識が芽生えていても、なかなかその双方への依存から脱却できず、内部で安定した水平的な連帯関係を築けないという、当時の町人社会の脆弱さが表れているように思われる。

3、近松の抵抗

（1）道順夫妻と玉の意義

以上の検討から、近松は、大経師家の事件を表面的になぞるのではなく、その一部を大胆に変更し、人物や金銭に関する詳細な設定を新たに加えることによって、町人社会が支配権力とも在地社会とも十分な距離を保てず、町人同士で水平的な連帯関係を構築できていないために、何か些細なきっかけがあると、その内部の個人に対し、不透明で複雑に絡み合った大きな権力が上からも横からも伸し掛かってきてこれを押し潰すという、事件の背後にある構造を、広い視野のもとに捉えようとした、ということができる。しかし、彼はただその構造を客観的に描こうとしたのではなく、これに対して能う限りの抵抗を示している。この雁字搦めの構造を突き破ろうとする強い衝動が存在する、ということを突き付けて見せるからである。そのことを何よりも表しているのは、先行作品のいずれにも存在しない、道順夫婦とおさんの再会の場面であり、この場面は、何としてでも絶望的な状況を突破して子を助けようとする親の愛情[42]が溢れ出る、作品中の山場となっている[43]。家を二重質入れしたのが人々に知られたら「一分がすたる」（五三八頁）、と町での信用を失うことを非常に恐れ、何とか取り繕おうとしていた道順が、おさんが大経師家を出てからは、「娘が置目にあふなら

ば．この苦しみを百千万重ねても、物の数かは」、と総身の凍るのに堪えて毎朝水垢離を取り、必死で神仏に願を懸け、もはや「世間張つて何にせん」、と全てを捨ておさんを助けようとする（五六四頁）。おさんの母も、「天にも地にもたつた一人の大事の娘．見つけらるゝと殺さるゝ、手放してやられうか．ござれ、翁媼（をぢうば）つきそうて、死なば親子一時に」、と気も狂ったように訴える（五六三頁）。

おさんを結果的に窮地に陥れた親ではあるが、全てを擲って子を救いたいというその愛情に偽りはなく、近松は、そこに人々の心を動かす最も強い力を見出したのであろう。だが、そのことは、こうした親の愛情がない場合、すなわち身を捨てて自分を守ってくれる親さえいない子であれば犠牲にしてよい、ということを全く意味しない。そのような孤立して救いのない立場の者を潰そうとすることに対しては、むしろ一層頑強に抵抗する。この点は、玉に重大な役割を与えるという、テクストの第四の特徴に明確に示されている。

おさんと違って玉には親や兄弟はなく[44]、唯一の親族が伯父の赤松梅竜である。『太平記』講釈で生計を立て、その道理で玉に説教する一方、助右衛門の無法に真っ向から立ち向かう梅竜は、時流に乗れぬ不器用さを見せ、やや滑稽味を醸し出すものの、基本的に正義感が強く人情に篤い人物として描かれている。しかし、近松はこの梅竜が、主人であるおさん達を救うためにその罪を玉に被せて殺すという設定を敢えてとり、その上で、おさん達が捕まったところに玉の首を持ってやって来た梅竜に対し、役人から、「京都において、中立の女．その玉を証拠に詮議あらば、事の次第明らかに顕れ．両三人ともに助かることもあるべきものを．」（五七五頁）、という冷ややかな言葉を浴びせるのである。この言葉は、玉を殺すことは、おさん達を助けるどころか、その最後の救済の可能性すら潰すものであるということを示しており、それは直接的には玉がおさん達の容疑を晴らす証人だからとされる。だが、ここで重要であるのは、そうした理由付けよりも、主人を助けるために下の者を犠牲にすることを厭わない、という梅竜の考え方を否定することであっ

たと思われる。主人のために身代わりとなって命を投げ出すことは、確かに当時の武家社会、あるいは梅竜が慣れ親しんでいる『太平記』の世界においては、賞賛の的となる行為である。[45] しかし、近松は、玉の死を敢えて無駄死にと位置付け、梅竜をも苦しませることで、そうした武士の論理の残酷さと無意味さを強調する。玉は誰かの身代わりではなく、自身がかけがえのない存在なのであり、おさんと茂兵衛は玉を尊重することで、商業の世界をも支える新しい連帯の構築を目指した。よって、最も弱い立場にあるからといって玉を犠牲にすることは、他の者を救うどころか、このような連帯の可能性を潰し、これに支えられるべき社会全体を揺るがすことを意味するのであり、親のない子のような、最後の砦すら持たない者を、皆が親代わりになって守れるか否かに、まさに当該社会のあり方がかかっている、ということになる。

（２）仏教による救済

右に述べたように、近松は、自分の身がどうなろうと子だけは救いたいという親の強い愛情を極めて重視した。しかし、彼が最終的に選んだ結末は、道順夫妻の必死の命乞いが直接聞き届けられておさん達が許される、というものではなく、一見唐突にも思われる、僧侶の介入による救済であった。

このデウス・エクス・マキナの登場による解決は、現代の目から見れば、筋書の構成に難があると言えるが、当時の社会構造に鑑みると、決して理のないものではない。押し潰そうとする力があまりに大きく、しかもその構造が見通せない場合、その内部だけで何とか抵抗しようとすることは非常に困難であり、その中に完全には組み込まれていない勢力に縋るという方が、救済手段としては実効的に見える。そして、そうした勢力として、ここで宗教権力、しかも仏教が選ばれたということも、現実の大経師家の事件をめぐる動きや当時の宗教権力のあり方、仏教に内在する思想などを

考慮すると、極めて妥当であるように思われる。大経師浜岡家の密通事件を厳しく処罰し、副次的とはいえ、この件も恐らく理由の一つに用いつつ浜岡家を断絶に追い込んだのは、幕府権力の一翼を担う京都所司代であり、土御門家をはじめ朝廷方の者もこれに加担した。幕府も朝廷も決して一枚岩ではないとはいえ、相互に絡み合って下の者を押し潰す、という構造ができていた以上、そこから相対的に距離があり、かつこれに異を唱えるだけの力を持つものとなると、やはり宗教権力しかない。

もっとも、近世においては、宗教権力も、世俗権力から独立していたとは言い難く、幕藩体制に組み込まれ、これを支える役割を果たすことが少なくなかった。そうした中で、特に注目に値するのは、十七世紀以降、儒家、特に朱子学者の中に、神道に傾斜し神儒一致の立場をとる一方で仏教を排除してゆく、という動きが現れ[46]、幕府の有力者達にも大きな影響を与えることである。この神儒一致の思想、言い換えれば儒教の学説により体系化された神道が、保科正之、山崎闇斎、渋川春海、土御門泰福といった、改暦に深く関わった者達を結び付けるためにも大きな役割を果たしたことは、先述のとおりである。よって、仏教勢力は、当時、世俗権力、中でも改暦を推進する朝幕の勢力と、最も強い緊張関係にあった宗教権力であるといえる。

しかし、仏教は、思想的な面では世俗権力との緊張関係を保ちつつも、制度的な面では、かえって他の宗教以上に、幕藩体制に深く組み込まれていた。この点は、近世仏教の最大の特色とされ、それを端的に示しているのが本末制度と檀家制度であるが[47]、近松がとった救済策との関係で特に問題になるのが後者である。この制度は、表向きはキリシタン禁制のため、全ての者に檀那寺を持つことを義務付け、檀那寺に檀家の証明をさせるというものであったが、幕府にとっては、自らの力だけでは貫徹しにくい民衆の把握を寺院の力を借りて達成できるという大きなメリットを齎した。但し、これは必ずしも幕府が一方的に押し付けた制度ではなく、檀家からの収入を経済的基盤に組み込みたい寺院側や、さら

には家の存続を支える仏式先祖祭を寺院で行うことを望む民衆の側の需要にも合う面があったため[48]に、広く受け入れられた。そして、この制度のゆえに檀那寺と檀家の間に密接な結び付きが成立し、檀那寺が檀家の信仰心までつかんだとは限らないものの、その日常生活全般について影響を及ぼすようになった[49]ことは、それが幕府の当初の意図とは異なる形で機能する可能性をも生み出した。近松の救済策は、まさしくこの可能性を最大限に活用したものであったともいえる。黒谷の寺、すなわち浄土宗の本寺である金戒光明寺は、金策に窮した岐阜屋に融資をしていることからもその檀那寺であると考えられ、その黒谷の僧に岐阜屋の娘を救済させるということは、檀那寺と檀家との強い結合を見事に逆手にとり、幕府の支配に資するようにではなく、檀那寺が幕府の横暴から檀家を救済する、という方向に用いようとするものだからである[50]。檀那寺は檀家から経済的利益を受け、またこれを監督せねばならない一方で、その身元を保証[51]し、極楽往生を請け合う義務を負う[52]。この最後の点に、仏教思想の内容や社会的位置付けが関わってくる。極楽往生、言い換えれば死後の問題は、近世を通じて仏教批判を強めてゆく儒教の立場からも、切り崩すことのできない仏教の牙城だったからである[53]。

浄瑠璃というジャンルも、そもそも仏教思想の色濃い説教節や謡曲の影響を強く受けているが、中でも近松のいくつかの作品の詞章には、仏教、特に観無量寿経を中心とする法然の浄土教思想が詳細に表れており[54]、この思想によると、人間の中で最低の下品下生者であっても、臨終の際に善知識、すなわち仏道に導いてくれる指導者にめぐりあい、南無阿弥陀仏と唱えれば、その罪は消えて極楽浄土に往生できるという[55]。浄土宗の寺である黒谷の僧侶が罪人とされた檀家を救おうとすることは、この思想に合致するものといえる。

但し、黒谷の東岸和尚も「愚僧が念願相叶ひ、二人が命下さるれば．これ現世を助かる衣の徳．もしまた罪に沈んでも．愚僧が弟子になすからは、未来を助かる衣の徳．」（五八〇頁）と述べているように、極楽往生を保証するのは最後の最

低限の救済であり、本来は助命を願っている。そして、このように僧侶が僧衣をかけて罪人の助命を乞うという方法は、近世社会において実際に行われていたものであった。おさんと茂兵衛の処刑に関しても、信憑性に欠ける後代の史料ではあるが、僧が命乞いをしたという記述を含むものが存在する[56]。もっとも、こうした僧による罪人の助命は、東岸和尚に対して役人が「罪科極つたる囚人を助くるとは．上を軽しめたる御坊の仕方、叶はぬ〳〵．」（五八〇頁）と述べるごとく、罪人の処刑を決めた世俗権力を蔑ろにすることを意味するため、これを禁じる藩法も存在し[57]、また、例えば山崎闇斎門下の藤井懶斎は、僧が自らの「法威」を輝かし「国政」と対抗するために罪人を助けることを、「国政」を害するものとして強く非難している[58]。よって、このような助命が頻繁に行われ、認められたとは考えがたく、確認できる実例も江戸藩邸近くにおける軽輩処分や一部の藩におけるもので、京都の粟田口のような大都市の刑場では例がない[59]という。しかし、おさん達のケースにおいては事実に反するとしても、実例やそれを支える思想が存在した以上、当時の雁字搦めの構造の中で潰されてゆく者を守る最後の砦として、親が子を守るように檀家を守るべき檀那寺の僧侶を持ち出すというのは、決して唐突ではなく、最もあり得べき僅かな可能性であったとも思われる。それは、一見超越的ではあるが、実は全てを併呑するような構造の内部に取り込まれている鋭い緊張関係を利用し、皆から見放された者の最も近くに立って、内側からの突破を図ろうとする解決であったとも言えよう。

結、

近松は、主観的な責任はないにもかかわらず窮地に陥れられたおさんと茂兵衛、及び彼らの救済を願う道順夫妻や玉の苦しみを描くことにより、彼らを追い詰めた当時の社会構造に対して強い抵抗を示しつつも、テクストの結末として

は、仏教の力により来世における救済をはかることに止めた。このことは、裏から言えば、おさん達が現世で救われて穏やかに暮らして行けるという結末は空々しく見えてしまうほど当時の現実が厳しかった、ということも示していよう。だが、東岸和尚によるおさんと茂兵衛の救済に諸人が歓声を上げるという末尾の一節は、町人を中心とする当時の観客の意識を代弁したものであり、現実が厳しければこそ、その犠牲となったおさんや茂兵衛、さらには玉の運命を、他人事ではないと感じ、これを何とか救済したいという思いが、彼らの間に広く共有されていたことを窺わせる。

そして、この作品がその後必ずしも頻繁には上演されていないもの[60]の、少なくともそのテクストが現在まで絶えることなく読み継がれてきたということは、ここに表れた構造的問題が克服されず、その犠牲となる者を救いたいという思いが消えてなくならなかった、ということを示唆している。もっとも、表面的なレヴェルにおいては、当時の上方都市の変化は著しく、大経師家の密通事件が起きた天和三年（一六八三）から『大経師昔暦』が上演された正徳五年（一七一五）の間においてさえも、先に触れたように、同業者仲間の形成や町を超えた経済活動の活発化により、町人にとっての町の重要性が相対化されるといった変化は起きつつあった。しかし、そうして町の結束が弱まったからといって、町人個々人が、より自由に独り立ちできたわけではなかった。享保の改革で幕府の側から積極的に株仲間結成が命じられたり、株仲間には冥加金の上納が課せられたりしたことからも分かるように、同業者仲間は、経済的な面では町以上に幕府の支配体制に組み込まれるようになってゆき、その内部における相互監視・連帯責任の関係も強かった[61]。その一方で、町にも行政単位としての機能は残るため、町人は、基本的に町と仲間の双方を通じ、より確実に支配権力によって掌握されることになった。すなわち、町人は水平的な連帯の可能性を持ちながらも、それを上からの支配権力に対抗する形では働かせなくなっており、横の関係が縦の支配と結び付いて双方から町人を束縛するという構造は、かえって一層強まったと考えられる。

こうした中で、『大経師昔暦』の初演の頃、すなわち正徳（一七一一～一六）後半を境として、近松の作品においても変化が現れ始め、やや表面的に当時の政との関連をほのめかし、五代将軍綱吉時代の政務を批判する反面、新井白石の正徳の治への称賛をはっきりと示す作品なども見られるようになる。[62] それでも近松は、同時に、海外との関係にまで視野を広げつつ、社会構造の問題に批判的に深く切り込む作品も書き続けるが、十八世紀半ば以降に活躍する浄瑠璃・歌舞伎作家の作品には、そうしたものは極めて乏しくなる。『大経師昔暦』は、初演当時において、熱狂を以て迎えられることこそなかったが、まさに確立しつつあった社会構造を鋭く捉えると共に、特に上方町人の間に、それに対して強力に抗おうとする意識が存在したことを鮮やかに伝える、稀少なテクストであると思われる。

（1）この点に関連して、『大経師昔暦』と西鶴の『好色五人女』を基にしつつもそこに決定的な変改を加えた、溝口健二監督・依田義賢脚本の映画『近松物語』（一九五四）が、近松も西鶴も明示的には描かなかった、暦の版行・販売をめぐる大経師と院経師の争いを、はっきりと描き出していることは注目に値する。本作品の原作とされる川口松太郎「おさん茂兵衛」（『川口松太郎全集』一四、講談社、一九六八、初出は一九五四）にも院経師や商売がらみの争いは描かれておらず、依田氏による脚本化の際にこの部分が付加されたものと思われる。

（2）山路興造「萬歳の成立」（村山修一ほか編『陰陽道叢書3近世』、名著出版、一九九二、初出は一九八八）二七〇～二七七頁。

（3）〔山路一九九二〕二七一～二七二頁。

（4）山本尚友「民間陰陽師の発生とその展開」（〔村山ほか一九九二〕）一九〇～一九一頁。

（5）『暦道一式』によれば、幸徳井家と親しかった院経師菊沢家は、土御門家とは交流が格段に少ないものの、その昇進祝いなどの際には参上している。よって、大経師浜岡家も、平生から土御門家との間に少なくとも同様の付き合いはあったと考えられる上、暦の販売数等から判断する限り、浜岡家の財政は非常に豊かであったと思われるため、改暦に際して自ら

の利益を守るべく、土御門家に対して相当な贈与をなしたのではないかと推測される。

（6）町人社会内部の構造の問題点は、近松の別のテクストや同時代の他の史料に一層明確に表れているため、より詳細な分析は別稿で行うこととする。

（7）ここにおける信用問題とは、信用取引などに関する狭義の信用をめぐる問題のみならず、その基盤となる人間相互間の信頼関係の構築といった広義の信用の問題も含むものとする。

（8）杉森哲也『近世京都の都市と社会』（東京大学出版会、二〇〇八）二〜四頁。

（9）このような京都町人に対する幕府の認識と政策、及び町人のコミュニティーとそれを支える意識については、拙稿「近世前期の裁判物にみる上方都市の社会構造――「民事裁判」をめぐって」（長谷川晃編『法のクレオール序説――異法融合の秩序学』、北海道大学出版会、二〇一二）二二〇頁以下参照。

（10）十人組については、煎本増夫「十人組の成立」（北島正元編『近世の支配体制と社会構造』、吉川弘文館、一九八三）参照。

（11）〔煎本―一九八三〕一九四頁。

（12）朝尾直弘「近世京都の「町」と町触――願触について――」（『朝尾直弘著作集　第六巻　近世都市論』、岩波書店、二〇〇四）三七〇頁。

（13）〔桑原―二〇一二〕二二一頁。

（14）『京都町触集成』別巻二・触番号五四七の蛸薬師町文書に以下のようにある。

延宝五年巳九月廿六日
指上ケ申一札之事
一男女ニ不限、然と出所知さるうさん成者預り置宿仕間敷候、若右之類男女共ニ隠置、以来他所より露顕仕候者、宿主之義ハ不申及、年寄五人組町中共ニ曲事ニ可被為仰付候事
（中略）
右之趣今度重々御触ニ付、組中年寄行事一紙ニ連判仕差上申候、此上者町内之儀ハ不申及、隣町相互ニ少ニ而も不審成もの御座候ハヽ、急度穿鑿仕可申上候、若右之段々乍存知隠置、他所より訴人御座候者、此連判之者共如何様とも曲事ニ可被為仰付候、為後日仍而如件

御奉行様

(15) 鎌田道隆「町の成立と町規則」（京都町触研究会編『京都町触の研究』、岩波書店、一九九六）二九五～二九七頁。

(16) 塚本明「近世中期京都の都市構造の転換」（『史林』七〇―五、一九八七）六頁。

(17) この点に関連して、当時町人間で流行し町を支える意識の醸成にも深く関わったと考えられる連句にも、全体の調和を乱すほどの強い個性の突出を避ける傾向があったことは注目される。詳しくは〔桑原―二〇一二〕二三〇頁以下参照。

(18) 但し、西村和江「近世大坂三郷家請人仲間の展開過程――借屋請の側面を中心として――」（都市史研究会編『年報　都市史研究10　伝統都市と身分的周縁』、山川出版社、二〇〇二）によれば、例えば大坂三郷では、借屋人の請人は元来借主の親類や知人であったが、次第にこれを商売として引き受ける者が現れ、享保十七年（一七三二）には大坂町奉行所の認可を受けて「家請人仲間」となり、親類請が可能であってもこちらに依頼するケースも見られるようになるという。

(19) 借屋請人については、通常本人の親・兄弟はなり得ず（塚本明「借屋請人」、高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ　人』所収、東京大学出版会、一九九〇）、奉公の請人についてもこの点は同様であったと推測される。

(20)『科条類典』巻十九「奉公人請人御仕置之事」に、「享保四年・寛保元年極」として「一欠落奉公人　請人江三十日限尋申付、三切日延之上、於不尋出ハ、過料」とある。もっとも、奉公人が取り逃げをした場合には、「但、取逃いたし候ものハ、六切日延尋可申付事」という但し書が適用され、捜索の義務を課せられる期間が延びる。

(21) 堀切実「解説」（井原西鶴『日本永代蔵』、角川学芸出版、二〇〇九）によれば、慶長十四年（一六〇九）の幕令では、金・銀・銭の三貨幣の交換比率は、金一両と銀六十匁と銭四貫文とを等価とするものであり、これに基づき計算した。但し、民間では、この交換比率を基準として日々少しずつの変動があったという。なお、物価の変動のあり方が品物によって異なることから、現在の貨幣価値との比較は単純には行えないが、仮に二〇〇七年の米価を基準にして換算すると、銀一貫は約二百二十万円、銭一文（＝一銭）は約三十三円であるという。

(22)『泰重卿記』寛永六年（一六二九）四月四日条には、「下立買（ママ）〔＝下立売〕二十間許火事、富祐〔＝富裕〕町人共也」との記事が見られ、この頃には下立売が既に富裕な町人の多い地域であったことが窺えるが、元禄初期の京都の状況を記載した『京都覚書』によれば、「京都筋目有町人」として挙げられた三十三名のうち十名の屋敷が下立売通に面した町内かそ

の直近の町にあった。また、享保年間に著された『町人考見録』には、大名貸しなどで没落した京都の著名な町人の名が記されているが、その中にも下立売やその直近に屋敷を持っていた者は少なからず見られる。例えば、十七世紀中頃に「京一番の両替有徳者」と言われた両替善六は「下立売烏丸西へ入ル町」に、延宝期（一六七三～八一）頃に「京・大坂にて一番の大両替屋」と言われた両替善五郎は「室町通下立売上ル町」に、それぞれ屋敷を構えていたという。なお、近世京都の地点表記において、前に置かれる通り名が町の位置を表記する重要な意味を持っていることについては、〔杉森―二〇〇八〕一三四～一三八頁参照。

(23) 中田薫『徳川時代の文学に見えたる私法』（岩波書店、一九八四、初出は一九一四）三三～四一頁、石井良助「家質の研究」（『国家学会雑誌』七三―三、一九五九）二一八頁。

(24) 巻五―五「三匁五分曙のかね」。

(25) 巻一―五「世は欲の入札に仕合せ」。

(26) 谷脇理史氏の頭注（六二頁）によれば、「池の川の針屋」は現大津市追分町にあった、池の川針元祖大黒屋森越清兵衛を指すという。

(27) 巻二―二「怪我の冬神鳴」。

(28) 詩歌・管弦・鞠・茶の湯といった遊芸が、近世都市での社会的な交際において重要な機能をもったことについては、守屋毅『元禄文化　遊芸・悪所・芝居』（講談社、二〇一一、初出は一九八七）三六～四五頁参照。当時、遊芸を身につけていたのは基本的に男性であったが、女性も多少の嗜みがあれば、遊芸に通じた男性との交際に役立てることができたと考えられる。

(29) 宰相は四位以上の公家から任ぜられる参議の唐名であり、道順は高位の公家とも交流があるという設定であることが分かる。大橋正叔氏の頭注にあるごとく、「風早」の名は「風邪気」から引き出された洒落であろうが、現実に風早家は大納言・中納言・参議にまで昇進できる羽林家の一つであり、当時の聴衆は、その名からも岐阜屋の交流相手の格式を具体的に感じ取ることができたと思われる。

(30) 〔中田―一九八四〕三八頁。

(31) 〔桑原―二〇一二〕二二五～二二六頁。

(32) 宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』（清文堂、二〇〇八）二一八～二二八頁。
(33) 前掲の慶長十四年の幕令によれば、三十両は銀に換算すると一貫八百目となるが、大橋正叔氏の頭注によれば、『大経師昔暦』の上演前年の正徳四年（一七一四）当時は金一両が銀八十匁であったため、こちらで計算すると二貫四百目となる。
(34) 野村玄「延宝期の公家領主と幕府上方支配機構」（『論集きんせい』三二、二〇一〇）六～七頁。『中院通茂日記』延宝二年九月七日条に、「水損之事、少身之領分故、不依多少難儀仕候事、年々諸町人台所雑用代物大分遅滞故、用事不承、少身別而指当難調候」とある。
(35) 宮本又次「京都の両替屋」（『宮本又次著作集　第三巻　近世商業経営の研究』、講談社、一九七七、初出は一九六七）三六三～三六七頁。
(36) 京都町人の没落原因については、〔守屋―二〇一一〕五六～五九頁も参照。
(37) 西鶴が捉えた、寛文期から元禄期にかけて台頭してきた新興商人の思想については、和泉清司『近世の流通経済と経済思想』（岩田書院、一九九八）第一章も参照。
(38) 『日本永代蔵』巻四―四「茶の十徳も一度に皆」。
(39) 例えば、『日本永代蔵』巻二―三「才覚を笠に着る大黒」には、「ただ銀が銀をためる世の中」という記述がある。
(40) 野間光辰による解説（『日本古典文学大系四八　西鶴集下』、岩波書店、一九六〇）参照。これによれば、『西鶴織留』は、『町人鑑』と『世の人心』として構想されていた二つの草稿の半ばずつを取り合わせて一書となしたものであり、巻三～六にあたる『世の人心』には、元禄四、五年頃の世相を反映していると見られる部分がある。
(41) 但し、元禄五年（一六九二）の正月に三都の書肆の連名で出版された『世間胸算用』の巻一―一「問屋の寃闘女」では、破産を見越してこっそり田舎に田地を買い置いた息子に対し、そのような隠匿財産も結局は利発な債権者に見つけられて取り上げられてしまうものであるから、「よしなき悪事をたくまんよりは、何とぞ今一たび商売仕返せ」、と亡父が意見しており、本文中の『西鶴織留』の事例とは違って、商人はあくまで商売の世界で生き抜くべきだとの考え方も窺える。『西鶴織留』の事例の方が後に書かれたのではないかと推測されるため、この間に西鶴の考え方が完全に切り替わったと見ることも可能ではあるが、こうした揺れが見られるのは、恐らくこの変化が西鶴にとって妥協的なものであり、晩年においても商業の世界に対する未練が残っていたためではないかと思われる。

（42）松崎仁「親と子のドラマ――近松・海音の作をめぐって――」（近松研究所十周年記念論文集編集委員会編『近松の三百年』、和泉書院、一九九九）は、近松が、天下国家のためでも道義や論理のためでもなく、ただわが子を救いたい、という親の恩愛の情を繰り返し描いていることを指摘し、これを、親の側の「義」といった親の論理のためだけの子殺しに葛藤を見出し、それをよく描いた同時代の浄瑠璃作家紀海音の作劇法と対置している。親子関係は、その後の浄瑠璃や歌舞伎でもしばしばテーマとなるが、十八世紀半ば以降、『菅原伝授手習鑑』や『伽羅先代萩』をはじめ子殺しを描くものが増えて人気を博しており、この間に大きな社会構造の変化があったことを推測させる。

（43）道順夫妻とおさんの再会の場面が作品中の山場であることは、テクストからも十分に読み取れるが、上演された場合、より際立って感じられたのではないかと思われる。人形浄瑠璃の演出については、近松の時代と現代では異なる点も多く、単純な類推はできないが、二〇一〇年二月に東京の国立劇場で行われた公演の演出では、この場面を、最も格の高い太夫がたっぷりと時間をかけて語っており、その重要性が一層顕著に窺われた。

（44）梅竜が玉について「二親もないやつ」（五五二頁）とはっきりと述べており、この点、以春が玉に言ったという「余所にそつと囲うて、在所の親も養はう。」という言葉（五四六頁）は、奉公人の身元を主人が知らないとは考え難い当時の状況に鑑みると矛盾があるといえる。

（45）例えば、『太平記』巻五では、大塔宮を守るために敵方の捕虜となることを買って出た赤松則祐が、『論語』（子張第十九）の一節をもとにして、主君の危機に際し自らの命を差し出すことは士卒の守るべき道である（「危ふきを見て命を致すは、士卒の守るところ」）と述べ、大塔宮にその忠義を称えられており、巻七では、同じく大塔宮の臣下である村上義光が、立て籠っていた吉野城から大塔宮を落ち延びさせるために、偽って大塔宮と名乗り身代わりとなって皆の前で壮烈な自害を遂げている。水府明徳会彰考館蔵天正本を底本とする『新編日本古典文学全集五四　太平記①』（小学館、一九九四）には、この後に「村上なくば、宮の御命も危ふくぞ見えたりける。誠に、義を見て為ざるは勇なきなりといふとも、かやうの忠貞は誠にありがたかりし振る舞ひなり。」と村上の行為を称賛する評言まで付いているが、この評言については、慶長八年古活字本を底本とする『日本古典文学大系三四　太平記一』（岩波書店、一九六〇）をはじめ、含まないヴァージョンもある。

（46）阿部秋生「儒家神道と国学」（平重道・阿部秋生校注『日本思想大系三九　近世神道論　前期国学』、岩波書店、一九七二）、柏原祐泉「近世の排仏思想」（柏原祐泉・藤井学校注『日本思想大系五七　近世仏教の思想』、岩波書店、一九七三）

五一九～五二二頁。

(47)〔柏原―一九七三〕五一七頁、藤井学「近世仏教の特色」(〔柏原・藤井―一九七三〕)五八五頁。

(48)竹田聴洲「近世社会と仏教」(『岩波講座　日本歴史9　近世1』、岩波書店、一九七五)二七五～二七八頁。

(49)圭室文雄『日本仏教史　近世』(吉川弘文館、一九八七)四～五頁。檀家制度によって、江戸時代には全国民が仏教徒になったが、同時に生まれてくる前から葬式を行う寺が決められている、すなわち個人が宗教あるいは宗派に対する選択権がないままに檀那寺と契約を結ぶ、という世界に例のない信仰構造が作り出された(〔圭室―一九八七〕三四三頁)。よって、近世における仏教の浸透については、単純には評価しえない。

(50)おさんの檀那寺は、制度的には嫁ぎ先の大経師家の檀那寺であるが、大経師家を出た以上これに頼ることはできず、またおさんが救済されなければ道順夫妻も心穏やかに往生することはできないため、その極楽往生を請け合っている黒谷の僧が救済に乗り出すのは当然であるともいえる。

(51)例えば、大坂三郷では、家を借りる際に、借家の請人が親類・知人でなければ檀那寺から宗旨寺手形をとるという慣行があった(〔西村―二〇〇二〕一〇四～一一〇頁)。このことは、檀那寺が親類の機能を一部代行していることを示している。

(52)〔圭室―一九八七〕三四三頁。

(53)土田健次郎「近世儒教と仏教――闇斎学派を中心に」(日本仏教研究会編『仏教と出会った日本』、法藏館、一九九八)一二三頁。

(54)長岡道賢「近松の古浄瑠璃に現れたる仏教思想」(『龍谷大学論叢』三〇〇・三〇一、一九三一・三二)五二～五七頁。長岡氏によれば、近松の古浄瑠璃には至るところに仏語が使用され、多岐豊饒な仏教思想が盛られているが、その内容は、謡曲や物語といった彼以前の文学作品の仏教思想を踏襲するに止まっている。

(55)〔福永―一九六五〕六～八頁。

(56)〔野間光辰―一九八三〕三一九頁に既に指摘があるが、十九世紀半ばの成立と見られる『西陣天狗筆記』に、以下のような記述が見られる。

「一　恵比須屋上ノ店、是ハ撰糸店也。浄福寺通元誓願寺上ル町。此地、以前大経師住居旧地由。おさん・茂兵衛の浮名ハ、此地の事なり。貞享元甲子年なり。おさん出生ハ、丹州樋(ママ)原〔＝柏原〕のものにて、拙家の下女なり。大経師方へ嫁付、

十九才也。手代茂兵衛の出生、不聞。廿五才の（ママ）し〔＝廿五才のよし〕。御仕置の時に、肯に鷺の模様の着ものといふ。此時に、金山天王寺住職道心和尚とハ魂意〔＝懇意〕ニて、両人の命をこわれたれとも、大経師強訴依而不叶よし、先代より聞伝ふ。」

但し、他の史料に鑑みると、このテクストは、大経師の住所やおさん達の処刑の年といった点で誤っており、一方でおさんの着物や年齢などが『大経師昔暦』に一致することから、『大経師昔暦』の刊行後に、その記述によって書かれたものと考えられ、信憑性は低い（〔諏訪―一九八一〕八～九頁）。

また、安政六年（一八五九）刊行の京都の見聞録『及瓜漫筆』にも、「烏丸通仏光寺南に大経師意春といふ者あり、其手代茂兵衛と意春の妻おさんと密通の科顕れて、正徳四年甲午召捕となり、定刑に行はれ、下女お玉といふもの取持せし罪によりて死罪に行はる、茂兵衛と旧来入魂の老僧、不便のことにおもひ、命乞に出られしかども叶はざりけり」とあり、この老僧の木像が金山天王寺に納められていて、「お三茂兵衛命乞の仏」として人々が参詣しているとの記述が見られる。しかし、こちらも十九世紀半ば以降の著作であり、処刑の年にも大幅な誤りが見られ、信憑性の高い記述とはいえない。

(57) 氏家幹人『江戸藩邸物語　戦場から街角へ』（中央公論社、一九八八）一六七頁。

(58) 藤井懶斎の著『閑際筆記』巻之中は、「今ノ浮屠ハ例ノ悪人ヲ宥ルヲ以己（ヲノレ）ガ任トス。故ニ国政ニ害有。若夫（モシソノ）哀矜惻怛ノ直情ニ出トキハ、猶可ナリ。但己ガ法威ヲ耀（カヾヤカ）シ、国政ト相抗衡セント欲。疾（ニクマ）ザルベケンヤ」、と述べた上、「往歳摂ノ大坂ニ、僕夫ノ其主ヲ鴆殺スル有リ。此是其（コレコノ）項（ウナジ）ニ鋸（ノコギリ）シテ、以天下ニ徇（トナフ）ベシト。僕夫ガ父、僧鉄眼ニ謀（ハカル）。鉄眼、罪ノ軽重ヲ不問シテ、奇計ヲ出シ、其刑ヲ免（マヌガレ）シム。眼何人ヤ。黄檗隠元ガ徒ニシテ、略（ホヾ）見所有者ナリ。安（ナンゾ）彼罪人ノ不可宥コトヲ知ザラン哉。只是ワタクシニ徇（ジュンシ）テ、恩ヲ市（ウル）而已。」、と主殺しの犯人を助けた僧鉄眼の行為につき、自らのために恩を売る行為だと非難している。

(59) 小山一成「『大経師昔暦』について――東岸和尚登場に関する問題――」（『近松浄瑠璃の研究』、双文社出版、二〇〇〇）一〇一頁所引の竹内誠氏の見解による。僧侶の僧衣による助命の実例については、〔氏家―一九八八〕一六一～一八九頁参照。なお、実例を見る限り、助命を行う主体は檀那寺の僧とは限らないが、将軍家や藩主ゆかりの僧尼などの世俗権力に近い者か檀那寺の僧であることが多いようである。

(60)『大経師昔暦』は、元文五年（一七四〇）十一月の大坂竹本座における近松十七回忌興行の際に『恋八卦柱暦』と改題され、以後こちらの名で上演されることもあったが、それを合わせても上演回数は多くない。『大経師昔暦』には、後に別の

名で改作も現れるが、『恋八卦柱暦』は、現存するテクストを調べた限り本文に違いは見られず、題のみの変更であったといえる。

（61）近松が世話浄瑠璃を作り出すのは十八世紀以降であるため、その中には、町よりも同業者仲間の関係の方が多く現れるように見える。例えば『冥途の飛脚』では、飛脚屋仲間の結束の強さと窮屈さが窺える。

（62）〔内山―一九八九〕六五～六七頁。正徳四年（一七一四）の初演と見られる『相模入道千疋犬』はその典型である。

引用文献一覧

【一次史料】

『町人考見録』（三井高房著、中村幸彦校注『日本思想大系五九　近世町人思想』、岩波書店、一九七五）
『大経師昔暦』（大橋正叔校注・訳、『新編日本古典文学全集七五　近松門左衛門集②』、小学館、一九九八）
『大経師おさん茂兵衛』（高野辰之編『日本歌謡集成　巻八　近世編』、東京堂出版、一九六〇）
『大経師おさん歌祭文上下』（同右所収）
『土芥寇讐記』（金井圓校注、新人物往来社、一九八五）
『元禄御法式』（石井良助編『近世法制史料叢書1』、創文社、一九五九）
『御当代記』（戸田茂睡著、塚本学校注『御当代記――将軍綱吉の時代』、平凡社、一九九八）
『堯暦序』（日本古典学会編『山崎闇斎全集』上巻、日本古典学会、一九三六）
『春海先生実記』（渋川敬也著、文部省編『日本教育史資料』九、冨山房、一八九二）
『本朝桜陰比事』（井原西鶴著、徳田武編『本朝桜陰比事〈翻刻〉』、おうふう、一九九六）
『今昔操年代記』（西沢一風全集刊行会編『西沢一風全集　第六巻』、汲古書院、二〇〇五）
『科条類典』（司法省蔵版、石井良助校訂『徳川禁令考　後集第一～第四』、創文社、一九五九～六〇）
『金子一高日記』（和田修翻刻、鳥越文蔵編『歌舞伎の狂言――言語表現の追究――』、八木書店、一九九二）
『兼輝公記』（一条兼輝著、東京大学史料編纂所所蔵、請求記号二〇七三―一二九）

『閑際筆記』（藤井懶斎著、『日本随筆大成〈第一期〉十七』、吉川弘文館、一九七六）
『賢女の手習並新暦』（木谷蓬吟編『大近松全集』第一巻、大近松全集刊行会、一九二六）
『恋八卦柱暦』（近松門左衛門著、国立国会図書館近代デジタルライブラリー、http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/992831、武蔵屋叢書閣、一八九〇）
『好色五人女』（東明雅校注・訳、『新編日本古典文学全集六六　井原西鶴集①』、小学館、一九九六）
『暦』（暉峻康隆校注、『定本西鶴全集』第九巻、中央公論社、一九五一）
『口三味線返答役者舌鼓』（『歌舞伎評判記集成』第二巻、岩波書店、一九七三）
『京都町触集成』（京都町触研究会編、岩波書店、一九八三～八九）
『京都覚書』（鎌田道隆校注、原田伴彦編『日本都市生活史料集成一　三都篇Ⅰ』、学習研究社、一九七七）
『京都御役所向大概覚書』上・下（岩生成一監修、清文堂、一九七三）
『及瓜漫筆』（原田光風著、三田村鳶魚編『未刊随筆百種　第五巻』、中央公論社、一九七七）
『明時館叢書』（東北大学附属図書館和算資料データベース、http://dbr.library.tohoku.ac.jp/infolib/meta_pub/CsvSearch.cgi）
『基熙公記』（近衛基熙著、東京大学史料編纂所蔵、請求記号二〇七三―一七五）
『中院通茂日記』（東京大学史料編纂所蔵、請求記号貴〇六―六）
『日本長暦』（渋川春海著、国立国会図書館デジタル化資料、http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2566603）
『日本書紀』（坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本古典文学大系六七・六八　日本書紀上・下』、岩波書店、一九六五～六七）
『日本永代蔵』（谷脇理史校注・訳、『新編日本古典文学全集六八　井原西鶴集③』、小学館、一九九六）
『西陣天狗筆記』（聖機館著、原田伴彦・立川洋校注、原田伴彦編『日本都市生活史料集成一　三都篇Ⅰ』、学習研究社、一九七七）
『御仕置裁許帳』（石井良助編『近世法制史料叢書1』、創文社、一九五九）
『暦道一式』（東京大学史料編纂所蔵、請求記号六一六一―二一、原本は桃文行氏所蔵）
『暦林問答集』（賀茂在方編、中村璋八「暦林問答集本文とその校訂」、『駒澤大学外国語部研究紀要』七所収、一九七八）
『西鶴織留』（野間光辰校注『日本古典文学大系四八　西鶴集下』、岩波書店、一九六〇）

『三国役者舞台鏡』（『歌舞伎評判記集成』第二巻、岩波書店、一九七三）
『世事見聞録』（武陽隠士著、本庄栄治郎校訂、瀧川政次郎解説、青蛙房、二〇〇一）
『世間咄風聞集』（長谷川強校注『元禄世間咄風聞集』、岩波書店、一九九四）
『世間胸算用』（神保五彌校注・訳、『新編日本古典文学全集六八　井原西鶴集③』、小学館、一九九六）
『神道大系論説編十二　垂加神道（上）』（近藤啓吾校注、神道大系編纂会、一九八四）
『秦山集』（谷重遠著、谷干城発行、一九一〇）
『諸式留帳』（原田伴彦・中沢巷一・小林宏編『日本庶民生活史料集成　第十四巻　部落』、三一書房、一九七一）
『太平記』（長谷川端校注・訳『新編日本古典文学全集五四～五七　太平記①～④』、小学館、一九九四～九八）。但し比較のために、後藤丹治・釜田喜三郎校注『日本古典文学大系三四　太平記二』（岩波書店、一九六〇）も参照した。
『天文方代々記』（大崎正次編『天文方関係史料』、私家版、一九七一）
『野良立役舞台大鏡』（東京大学総合図書館霞亭文庫、請求記号F七〇―八二九、私家複製版、一九八九）
『安井家文書』（大阪市史編纂所編『大阪市史史料』二〇、一九八七）
『泰重卿記』（土御門泰重著、武部敏夫・川田貞夫・本田慧子校訂、続群書類従完成会、一九九三・九八・二〇〇四）
『泰福卿記』（土御門泰福著、宮内庁書陵部所蔵、函号土―一〇一）

【二次文献】

阿部秋生「儒家神道と国学」（平重道・阿部秋生校注『日本思想大系三九　近世神道論　前期国学』、岩波書店、一九七二）
朝尾直弘「近世京都の「町」と町触――願触について――」（『朝尾直弘著作集　第六巻　近世都市論』、岩波書店、二〇〇四）
芦田確次編『丹波叢書第三集　由緒を尋ねて』（丹波新聞社、一九五五）
遠藤克己「江戸期における陰陽道と暦道――土御門家と幸徳井家――」（『史叢』三五、一九八五）
藤井学「近世仏教の特色」（柏原祐泉・藤井学校注『日本思想大系五七　近世仏教の思想』、岩波書店、一九七三）
藤野義雄「大経師昔暦」（『近松名作事典』、桜楓社、一九八八）
福永静哉「大経師昔暦の幕切れと下品下生往生」（『女子大国文』三七、一九六五）

春蘿生「おさん茂兵衛の事実に就いて　附　堀川浪之皷の事実」（『趣味』四―三、一九〇九）
林淳「陰陽師の活動」（林淳・小池淳一編著『陰陽道の講義』、嵯峨野書院、二〇〇二）
林淳『近世陰陽道の研究』（吉川弘文館、二〇〇五）
林淳『天文方と陰陽道』（山川出版社、二〇〇六）
広瀬秀雄「宝暦の改暦について」（『蘭学資料研究会研究報告』一二七、一九六三）
廣末保『廣末保著作集　第二巻　近松序説』（影書房、一九九八、初出は一九五七）
本庄柏声『ふるさとの民謡』（私家版、一九八七）
堀切実「解説」（井原西鶴『日本永代蔵』、角川学芸出版、二〇〇九）
細井浩志「古代・中世における暦道の技術水準について――朝廷の暦制定権の前提――」（『史淵』一三二、一九九五）
市川通雄「『好色五人女』と歌祭文との関連について」（『文学研究』六三、一九八六）
池田雪雄「垂加神道と正親町公通」（『神道研究』三―二、一九四二）
煎本増夫「十人組の成立」（北島正元編『近世の支配体制と社会構造』、吉川弘文館、一九八三）
石井良助「家質の研究」（『国家学会雑誌』七三―三、一九五九）
石井良助『第四江戸時代漫筆　人殺・密通』（明石書店、一九九〇、初出は一九六四）
岩佐貫三「日本陰陽道の暦学への回帰――渋川春海思想にみる肯定と否定――」（『東洋学研究』七、一九七三）
和泉清司『近世の流通経済と経済思想』（岩田書院、一九九八）
鎌田道隆「町の成立と町規則」（京都町触研究会編『京都町触の研究』、岩波書店、一九九六）
柏原祐泉「近世の排仏思想」（柏原祐泉・藤井学校注『日本思想大系五七　近世仏教の思想』、岩波書店、一九七三）
勝倉壽一「『大経師昔暦』の問題」（『福島大学教育学部論集』六〇、一九九六）
川口松太郎「おさん茂兵衛」（『川口松太郎全集』一四、講談社、一九六八、初出は一九五四）
川和田晶子「元禄時代に於ける天文暦学伝授――渋川春海・谷秦山往復書簡の研究――」（『科学史研究』第Ⅱ期三九（二一五号）、二〇〇〇）
木場明志「暦道賀茂家断絶の事――永禄～文禄期宮廷陰陽道の動向――」（北西弘先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』、

吉川弘文館、一九八五）
木谷蓬吟「賢女の手習並新暦　解説」（木谷蓬吟編『大近松全集』第一巻、大近松全集刊行会、一九二六）
小山一成「『大経師昔暦』について――東岸和尚登場に関する問題――」（『近松浄瑠璃の研究』、双文社出版、二〇〇〇）
久保貴子『近世の朝廷運営――朝幕関係の展開――』（岩田書院、一九九八）
桑原朝子『平安朝の漢詩と「法」　文人貴族の貴族制構想の成立と挫折』（東京大学出版会、二〇〇五）
桑原朝子「近世前期の裁判物にみる上方都市の社会構造――「民事裁判」をめぐって」（長谷川晃編『法のクレオール序説――異法融合の秩序学』、北海道大学出版会、二〇一二）
牧英正『道頓堀裁判』（岩波書店、一九八一）
松井拳堂編『柏原町志』（町志編纂委員会、一九五五）
松崎仁「「大経師昔暦」の再吟味」（『国語と国文学』四九―七、一九七二）
松崎仁「親と子のドラマ――近松・海音の作をめぐって――」（近松研究所十周年記念論文集編集委員会編『近松の三百年』、和泉書院、一九九九）
宮本又次「京都の両替屋」（『宮本又次著作集　第三巻　近世商業経営の研究』、講談社、一九七七、初出は一九六七）
溝口健二監督・依田義賢脚本『近松物語』（一九五四、大映株式会社、テクストは佐藤忠男編『脚本　日本映画の名作・第2巻』所収、風濤社、一九七五）
水谷弓彦「おさん茂兵衛大経師昔暦解題」（『近松傑作全集』第四、早稲田大学出版部、一九一〇）
桃裕行「日本長暦」（『桃裕行著作集　第八巻　暦法の研究（下）』（思文閣出版、一九九〇、初出は一九八六）
守屋毅『元禄文化　遊芸・悪所・芝居』（講談社、二〇一一、初出は一九八七）
村田穆「西鶴と近松――文学論以前のこと――」（『女子大国文』七、一九五七）
長岡道賢「近松の古浄瑠璃に現れたる仏教思想」（『龍谷大学論叢』三〇〇・三〇一、一九三一・三二）
中田薫『徳川時代の文学に見えたる私法』（岩波書店、一九八四、初出は一九一四）
西村和江「近世大坂三郷家請人仲間の展開過程――借屋請の側面を中心として――」（都市史研究会編『年報　都市史研究10　伝統都市と身分的周縁』、山川出版社、二〇〇二）

西内雅『渋川春海の研究』（至文堂、一九四〇）
野間光辰『刪補　西鶴年譜考証』（中央公論社、一九八三、刪補前の初版は一九五二）
野村玄「延宝期の公家領主と幕府上方支配機構」（『論集きんせい』三二、二〇一〇）
大橋正叔「浄瑠璃史における貞享二年」（近松研究所十周年記念論文集編集委員会編『近松の三百年』、和泉書院、一九九九）
岡部長章「特に貞享甲子の改元改暦と元禄三大家の関連表現試論」（『近世文芸』二二、一九七三）
岡田芳朗編『日本の暦――旧暦と新暦がわかる本』（新人物往来社、二〇〇九）
阪口弘之「竹本義太夫――道頓堀興行界の戦略」（『国文学　解釈と教材の研究』四七―六、二〇〇二）
坂梨隆三「敬語の運用に注目して古典を解釈する――近松と西鶴――『好色五人女』と『大経師昔暦』」（『国文学　解釈と教材の研究』三九―一〇、一九九四）
重友毅「大経師昔暦――附、いわゆる姦通曲について」（『文学研究』二〇、一九六四）
信多純一「大橋正叔氏「浄瑠璃史における貞享二年」批判」（近松研究所十周年記念論文集編集委員会編『近松の三百年』、和泉書院、一九九九）
白方勝『近松浄瑠璃の研究』（風間書房、一九九三）
白倉一由「『好色五人女』の主題」（『日本文芸論集』二一、一九九〇）
杉森哲也『近世京都の都市と社会』（東京大学出版会、二〇〇八）
諏訪春雄『近松世話浄瑠璃の研究』（笠間書院、一九七四）
諏訪春雄「近世文学とアジール」（『近世の文学と信仰』、毎日新聞社、一九八一）
諏訪春雄「『金子一高日記』にみる近松の創作の秘密は何か」（『国文学　解釈と教材の研究』三八―二、一九九三）
高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』（東京大学出版会、一九八九）
高埜利彦「元禄の社会と文化」（高埜利彦編『日本の時代史十五　元禄の社会と文化』、吉川弘文館、二〇〇三）
武部敏夫「貞享度大嘗会の再興について」（『書陵部紀要』四、一九五四）
竹田聴洲「近世社会と仏教」（『岩波講座　日本歴史９　近世１』、岩波書店、一九七五）
圭室文雄『日本仏教史　近世』（吉川弘文館、一九八七）

田中暁龍『近世前期朝幕関係の研究』（吉川弘文館、二〇一一）
丹波史談会編『丹波氷上郡志』上・下（丹波史談会、一九二七）
暉峻康隆『西鶴研究ノート』（中央公論社、一九五三）
鳥越文蔵『虚実の慰み　近松門左衛門』（新典社、一九八九）
土田健次郎「近世儒教と仏教――闇斎学派を中心に」（日本仏教研究会編『仏教と出会った日本』、法蔵館、一九九八）
塚本明「近世中期京都の都市構造の転換」（『史林』七〇―五、一九八七）
塚本明「借屋請人」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ　人』、東京大学出版会、一九九〇）
内山美樹子『浄瑠璃史の十八世紀』（勉誠出版、一九八九）
氏家幹人『江戸藩邸物語　戦場から街角へ』（中央公論社、一九八八）
宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』（清文堂、二〇〇八）
和田光俊・林淳「渋川春海年譜」（『神道宗教』一八四・一八五合併号、二〇〇二）
渡邊敏夫『日本の暦』（雄山閣、一九九三）
藪内清『中国の天文暦法』（平凡社、一九六九）
山路興造「萬歳の成立」（村山修一ほか編『陰陽道叢書3近世』、名著出版、一九九二、初出は一九八八）
山本尚友「民間陰陽師の発生とその展開」（村山修一ほか編『陰陽道叢書3近世』、名著出版、一九九二）
山根為雄「「おさん茂兵衛こよみ歌」の一齣」（『芸能史研究』一二六、一九九四）
山下克明「頒暦制度の崩壊と暦家賀茂氏」（『日本歴史』四五二、一九八六）

〔追記〕

脱稿後の二〇一三年六月十六日に、法制史学会第六五回総会において本稿の一部を報告し、様々な御指摘・御教示を頂いた。記して御礼申し上げるとともに、その内容は今後の研究に生かすことを試みたい。